

昭和六十二年七月十七日提出
質問 第四号

国民健康保険に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年七月十七日

提出者 藤田 スミ

衆議院議長 原 健三郎 殿

国民健康保険に関する質問主意書

最近、国民の海外渡航が増えているが、それにつれて外国での病気や障害による医療受給が増え
てきている。

ところが、外国でかかった医療費について社会保険では帰国後、健保組合や政管健保が還付を
行っているのに対し、国民健康保険は還付をしていない。

このため、国民健康保険加入者は、海外で医療受給を受けた場合極めて高額な医療費負担を負
うことになり、社会保険加入者と比べて著しく不公平な状況になっている。

従って、次の事項について質問する。

- 一 五五年に健康保険法から国外不適用条項を削除したのに対し、国民健康保険法に国外不適用
条項を残している理由は何か。

二 政府として、国民健康保険加入者の海外渡航が今後増加するという見通しを持っていないのか。

三 国民健康保険加入者に対して海外で負担した医療費を還付した場合、財政負担はどの程度増えると想定しているのか。

四 今後、国民健康保険法を改正して、国民健康保険加入者に対して海外で負担した医療費を還付することを検討する考えはないか。

右質問する。